

○東京芸術大学大学美術館規則

〔平成10年4月16日〕
制 定

改正 平成13年3月26日 平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京芸術大学学則第22条の規定に基づき、東京芸術大学大学美術館（以下「美術館」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 美術館は、学内共同教育研究施設として次の各号に掲げる研究、教育並びに美術館活動の推進に資することを目的とする。

- (1) 芸術資料の調査、収集、保存及び管理に関すること
- (2) 芸術資料の展示公開に関すること
- (3) 本学の教育研究の展示公開に関すること

(運営委員会)

第3条 美術館の企画・運営に関する重要事項を審議するため美術館に運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(特別展企画会議)

第3条の2 美術館の特別展等を企画するため、特別展企画会議を置く。

2 特別展企画会議に関する規則は、別に定める。

(研究組織)

第4条 美術館に研究室を置く。

2 研究室の組織及び運営については、別に定める。

(評議員会)

第5条 美術館の運営について広く意見を求めるため、美術館に評議員会を置く。

2 評議員会の組織及び運営については、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか美術館の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月16日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。